

令和8年3月30日
公益財団法人東京観光財団

アイコンを活用した共同企画商品「東京おみやげ」製作プロジェクト（第11回募集分） 募集要項

1 目的

東京都（以下、「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下、「財団」という。）は、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）を効果的に活用し、東京のブランディング事業を推進しています。

「東京おみやげ」製作プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）は、訪都旅行者を対象に、アイコンを効果的に活用した商品（東京おみやげ）を開発・販売いただける民間事業者様を募集し、東京の魅力を国内外に発信するための取組です。



応募に際しましては、下記資料及び Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト等をご参照の上、アイコン及び本プロジェクトの趣旨についてご理解いただけますようお願いいたします。

■都報道発表資料 海外に東京の観光を PR するアイコンとキャッチフレーズの決定！

URL : <https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/2017/06/15.html>

■Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト Tokyo Tokyo について（日本語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

■Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト 東京おみやげページ（日本語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage/>

■Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト 東京おみやげ製作者の声（日本語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage-interview/>

■Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト #Tokyo Tokyo BASE（日本語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage-tokyotokyobase/>

■Tokyo Tokyo 公式 WEB サイト 東京おみやげページ（英語）

URL : <https://tokyotokyo.jp/article/omiyage/>

2 概要

今回の公募は、アイコンの活用を通じて効果的に東京の魅力を国内外に発信するため、アイコンと一体となった統一的なデザインによる訪都旅行者向けの「東京おみやげ」商品を開発・販売いただける民間事業者様を募集するものです。

選定を経て採用された商品は、財団及び都と財団が指定するクリエイティブディレクター（以下「CD」という。）による指示のもと、民間事業者様にて商品開発を行い、販売を行っていただきます。

なお、商品は都の報道発表やアイコンを活用した事業の取組事例としてTokyo Tokyo公式WEBサイト等にてご紹介する他、令和5年8月に開設した東京ブランドのPR拠点「#Tokyo Tokyo BASE」(<https://tokyotokyo.jp/ja/action/omiyage-tokyotokyobase/>)にて販売する等、都及び財団のプロモーション等で幅広く発信いたします。

3 募集内容・応募条件等

(1) 募集内容

東京ブランド「Tokyo Tokyo Old meets New」を体現し、東京ブランドの普及・浸透に効果的に寄与するとともに、国内外から訪れる訪都旅行者がお土産として手にとりやすい、以下の商品を募集します。

ア 東京を訪れる国内外の旅行者向けのお土産として適した商品であること。

イ お土産として手にとりやすい形状、デザインを意識した商品であること。

ウ 東京の魅力を国内外に発信するための品質及びデザインを保持した商品であること。

なお、応募に当たっては、提案商品が以下の内容であることが、より望ましいものとします。

エ 環境配慮型であることを明確に打ち出した商品であること。

環境に配慮又は環境保全に貢献している商品で、商品本来の性能に環境配慮の機能が付加されたものや、開発段階から省エネ・省資源・有害物質の削減等を達成できるもの等

オ 東京産の食材・素材等が活用された商品であること。

(2) 選定数

10商品程度

(3) 応募主体

企業・団体・その他法人等 ※所在地に関わらず応募が可能です。

(4) 応募条件

以下の応募条件を全て満たした上でご提案ください。

ア 本プロジェクト全体の統一感を確保するため、財団及びCDの指示に従ったデザインによる商品開発が可能であること。商品開発にあたり、財団及びCDとのデザイン調整に協力的であること。

- イ 応募事業者が保有する自社販路を活用し、応募事業者自身により東京都内で販売（卸売も含む。）される商品であること（EC サイト等オンラインでの販売を含む）。
- ウ 自社販路に加え、原則、「#Tokyo Tokyo BASE」にて、販売が可能な商品であることその他、都及び財団の事業における展示や販売等に協力し、他の東京おみやげ商品との販売が可能であること。
- エ 一次審査（書類審査）を通過した場合、二次審査としてのプレゼンテーションに参加が可能であること（詳細は6（2）を参照）。その際、プレゼンテーションによる選考をオンラインで実施することから、オンライン会議システム（ZOOM）を使用した審査会に対応することが可能であること。
- オ 二次審査を通過した場合、後日開催されるキックオフミーティングに参加が可能であること。
- カ 採用された場合、商品開発スケジュールや販売等の提案内容を全て着実に実施できること。また、販売開始までに都及び財団等へ開発商品のサンプル品を各3つ程度（複数の商品・種類を製作する場合は、製作した商品全て）納品し、サンプル品の完成後は量産の上、販売が可能であること。
- キ 既に、「東京おみやげ」製作プロジェクトに採択、及び販売されている商品のデザインやカラーバリエーション、素材等の変更・追加等については、当該審査の対象とせず、仕様等変更提案の審査対象とする。応募条件について不明な点がある際には、事前に問い合わせること。

（5）提案時の留意事項

アイコンの利用を前提として以下を満たした提案としてください。

- ア 1社による提案は3商品までとすること。
- イ 1商品の中に複数のデザインやカラーバリエーションがある場合は、3種類までとすること（同一デザインで、サイズのみ異なるものは1種類とみなす）。
- ウ 必ず商品デザインを示すこと。
- エ 商品デザインは、アイコンの基本色（青・白・黒）を基調とし、アイコン利用に係るレギュレーションを遵守すること。
- オ 環境へ配慮した素材の使用に努め、過剰な包装を避けること。
- カ 提案商品ごとに妥当な販売価格を設定し、税込で販売価格を明記すること。
- キ 事業者自身による具体的な生産計画及び販売計画（アイコンの普及・浸透に効果的と考えられる規模感や販売チャネル等のマーケティング案）を示すこと。

（6）販売について

応募事業者が保有する自社販路を活用した販売及び応募事業者自身による東京都内での販売（卸売も含む。）が必須となります（3（4）イ再掲）。

販売開始の時期は、原則として令和8年10月中～下旬としてください（製作する商品に応じて要相談）。

製作した商品は原則、「#Tokyo Tokyo BASE」にて販売いただきます。ただし、保管や販売にあたり特殊な条件を要する商品、要冷蔵・冷凍品、消費（味）期限が短い商品、サイズが極端に大きい商品、その他財団が店舗にて販売することが難しいと判

断する商品等はお取り扱い出来ません。また、本プロジェクトへの採用が、#Tokyo Tokyo BASE での販売機会を確約するものではありません。

その他、都及び財団が実施する事業等への出品にもご協力いただきます。

4 応募方法

(1) 提出書類

以下ア～オの書類を全てご提出ください。

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第2号）

ウ 組織・体制図（任意書式）

エ 製作及び生産スケジュール（任意書式）

オ 商品ごとのデザイン案：写真や図面等、商品完成のイメージや商品特性がわかるもの（任意書式）

<様式類>

ア「応募申込書（様式第1号）」及びイ「企画提案書（様式第2号）」は財団のホームページより所定の様式をダウンロードの上ご使用ください。

ウ「組織・体制図」、エ「製作及び生産スケジュール」及びオ「商品ごとのデザイン案：写真や図面等、商品完成のイメージや商品特性がわかるもの」については、所定の様式はありません。A4カラー、横サイズで作成してください。

(2) 提出物及び提出先

指定の提出書類一式を電子データとして、募集ページ記載の財団担当者へメールで送信してください。件名は「東京おみやげ」製作プロジェクト（第11回募集分）資料」としてください。

(3) 書類受付期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月24日（金）正午必着

※期限を過ぎたものは、受付できませんのでご了承ください。

※財団にてメール受信後、データ受信の連絡をさせていただきます。メール送信から2営業日を経過しても返信が無い場合は、正しくデータが送信されていない可能性があるため、財団担当者まで電話にてお問い合わせください。

5 応募書類の作成におけるアイコン利用について

応募書類作成におけるアイコンデータは、別添の画像を使用し、応募書類作成以外の目的では使用しないでください。

また、利用に際しては、デザインマニュアル等の内容を遵守してください。

6 審査の実施方法・実施日時等

(1) 一次審査（書類審査）

審査結果は、応募者全員に令和8年5月29日（金）までにメールにて通知いたします。一次審査通過者には、併せて二次審査の詳細をお知らせします。

(2) 二次審査（企画審査会）

ア 実施日時

令和8年6月10日（水）に実施予定です。詳細は、個別に連絡します。

イ 実施形式

オンライン会議システム（ZOOM）を利用したプレゼンテーション

※対面によるプレゼンテーションに変更になる可能性があります。

ウ 企画提案の要点説明

- ・1事業者あたり、10分以内で企画提案の要点をご説明ください。複数商品を応募いただいた場合であっても、説明時間は変わりません。
- ・事前提出書類の内容に基づき、プレゼンテーションを行ってください。
- ・当日、選考委員に対して事前提出書類以外の資料の映写・提供を禁止します。
- ・商品の現物もしくはそれに準ずる物（サンプル品等）がある場合は令和8年6月4日（木）までに必着にて、財団宛にご提出ください。
- ・プレゼンテーションは、必ず所定の時間内で行ってください。時間を超過した場合、説明の途中でであっても打ち切りとします。

エ 質疑応答

10分間程度

オ 参加可能人数

3名以内

7 選定方法

財団が別途定める「アイコンを活用した共同企画商品「東京おみやげ」製作プロジェクト（第11回募集分）選考委員会実施要領」に基づき審査を行います。

(1) 選定基準

以下の評価項目に基づき、商品ごとに採点を行い、合計点が高い商品から順に決定します。

ア 提案商品の妥当性

- ・訪都旅行者が、旅行後も東京を想起するきっかけとなる土産物として効果的である等、旅行者向けの商品設定として適当か。
- ・購買意欲を高めることができる魅力的な商品設定であるか。
- ・環境配慮型であることを明確に打ち出した商品であるか。
- ・東京産の食材・素材等が活用された商品であるか。

イ 品質・デザイン性

- ・東京の魅力を国内外に発信しうる品質及びデザインとなっているか。
- ・アイコンの基本色（青、白、黒）を基調としたデザインとなっているか。
- ・アイコン利用に係るレギュレーションが遵守されているか。

ウ 販売計画・波及効果

- ・事業者自身による具体的な販路が示されているか。
- ・販売にあたって妥当な販売価格が設定されているか。
- ・事業者自身による現実的かつ具体的な販売計画（アイコンの普及・浸透に効果的と考えられる規模感や販売チャネル等のマーケティング案）による波及効果が示されているか。

エ 実現可能性

- ・提案内容の実施のため、必要な準備等に着手し、実現が可能な見込みが示されているか。
- ・生産計画が具体的かつ継続的に示されているか。

オ 全体

- ・提案内容を円滑に遂行するためのスケジュールと体制が示されているか。

カ その他

- ・募集内容を十分理解した上で提案がなされているか。
- ・特筆すべき事項があるか。

(2) 選定数

10商品程度

(3) 結果通知

令和8年6月18日（木）までに全ての二次審査参加者にメールでお知らせいたします。なお、審査結果にかかわる質問については一切受け付けません。

8 キックオフミーティングの実施について

採用された場合、後日開催されるキックオフミーティングへご参加ください。詳細は、採用された事業者に別途お知らせいたします。

9 その他

- (1) 応募に係る費用は、全て応募者の負担といたします。
- (2) 応募いただいた書類、サンプル品等は一切返却いたしません。
- (3) 企画提案書の作成に当たり、公序良俗に反する、また、第三者の権利を侵害する内容はお控えください。
- (4) 商品の製作・販売に係る費用（サンプル品の製作・納品を含む）は、全て採用された事業者の負担となります。
- (5) 製作した商品は、販売開始前までに都及び財団へ開発商品のサンプル品を各3つ程

- 度（複数の商品・種類を製作する場合は、製作した商品全て）納品いただきます（3（4）カ再掲）。
- （6）天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本プロジェクトを中止する場合があります。
- （7）アイコンの利用にあたっては所定の利用登録の手続きが必要となります。採用された事業者は、速やかに「東京ブランド「アイコン」オンライン申請」ページ（<https://apply.tokyotokyo-brand-office.jp/>）より、「利用者登録申請」を行っていただきます。CD との調整によりデザインが変更される可能性があるため「利用許諾申請」は不要です。詳細は二次審査の結果通知後にご案内いたします。

1 0 本件の問合せ先

公益財団法人東京観光財団
担当：総務部 観光情報課
連絡先：03-5579-2681

以上